

# 指摘事項

## 訪問入浴

令和7年2月

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室

---

# ◎根拠条文

---

## 「条例」

鳥取市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(平成29年12月22日鳥取市条例第51号)

## 「予防条例」

鳥取市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(平成29年12月22日鳥取市条例第52号)

## 「老企第36号」

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

(平成12年3月1日老企第36号)

# ☆勤務体制の確保等

---

■認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること。（条例第56条の2、予防条例第26条）

全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）は、認知症介護に係る基礎的な研修を受講する必要があります。

# ☆勤務体制の確保等

---

■勤務表について、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者の兼務関係を明確にすること。（条例第56条の2、予防条例第26条）

訪問入浴介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問入浴介護事業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。